単体有資格業者は、平成10年度以降に、次に掲げる①、②、③の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

① 道路橋（A活荷重又はTL―20以上）または鉄軌道(モノレール及び新交通は除く）であること。

② 橋梁形式が床版橋を除くポストテンション方式のPC連続（連結）橋であること。

③ 架設工法がトラッククレーン工法、トラッククレーンステージング工法（クローラークレーン含む)以外の工法であること。

④ 橋梁形式がPC橋であること。

なお、上記①、②、③及び①、④は同一工事であること。

⑸ 特定JVの代表者又は単体有資格業者及び代表者以外の構成員は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。また、配置予定技術者が、現在他の工事に従事している場合、専任を要する期間において当該工事に専任で配置できること。

① 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②㋐ 特定JVの代表者は、平成10年度以降に、上記⑷①、②、③に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

㋑ 特定JVの代表者以外の構成員は、平成10年度以降に、上記⑷①、④に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

㋒ 経常JVにあっては、構成員の1社以上が、平成10年度以降に、上記⑷①、②、③に掲げる工事（同一工事である必要はない）の経験を有する者であること。

㋓ 単体有資格業者は、平成10年度以降に、上記⑷①、②、③に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

㋔ 当該工事の経験が沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省が発注した工事（港湾空港関連を除く。）に係る経験である場合において、工事成績評定点の合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹ 沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係除く。）発注工事で当該工事における過去2年度の工事成績評定点の平均点が2年連続で60点未満でないこと。

⑺ 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和60年8月6日付け総合計第642号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻ 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者、又は当該受託者（出向元及び派遣元含む）と資本若しくは人事面（出向及び派遣含む)において関連がある建設業者でないこと。（入札説明書参照）

⑼ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)(入札説明書参照。)。

⑽ 総合評価方式に係る技術提案

企業の高度な技術力（VE提案）に関する技術提案が適切であること。

なお、技術提案が適切と認められない場合、標準案に基づいて施工する意志がある場合は、技術提案にその旨を記入すること。

⑾ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿ 競争参加資格確認のため、添付を義務づけた資料の添付がない場合、あるいは記載内容の確認ができない場合は、書類不備により、参加資格の確認が出来ないとして不合格とする。

3 総合評価に関する事項

⑴ 入札の評価に関する基準　総合評価に関する評価項目は、次のとおりとするが詳細については、入札説明書による。なお、過度なコスト負担を要する提案（オーバースペック）の場合には、認めない。

・技術提案（VE提案）

・施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

⑵ VE提案の審査　VE提案の審査の考査項目は、入札説明書による。

⑶ VE提案の採否　VE提案の採否については、競争参加資格の確認の通知と併せて通知する。

⑷ 入札の条件　競争参加資格の確認の通知において、VE提案に基づく施工計画により競争参加資格を認められた者は当該提案に基づく入札を行い、標準案に基づく施工計画により競争参加資格を認められた者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とする。

⑸ 総合評価の方法

① 標準点　入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められた場合には標準点として100点を与える。

② 加算点　技術資料の内容に応じて得点を与え、加算点を与える。なお、加算点の最高点は60点とする。

③ 施工体制評価点　施工体制に関する資料の内容に応じて、施工体制評価点を与える。

なお、施工体制評価点の最高点は30点(品質確保の実効性15点、施工体制確保の確実性15点）とする。

④ 総合評価　価格及び技術資料等に係る総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、①、②及び③により得られる標準点、加算点及び施工体制評価点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。)をもって行う。

⑹ ヒアリングの実施（施工体制の審査）　入札参加者のうち、その申込みに係る価格が予決令第85条に基づく調査基準価格（入札説明書の別紙を参照のこと。)に満たない者については、どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、開札後速やかに、ヒアリングを実施する。また、併せて、調査基準価格を超える者についてもヒアリング（電話での確認行為）を実施する。

なお、ヒアリングの日時、場所、資料等は入札説明書による。

⑺ 落札者の決定方法　落札者の決定は、標準案の場合は価格及び標準案による施工計画、VE提案の場合はVE提案による施工計画及び価格をもって入札した者で、次の①から③の要件に該当する者のうち、「評価値」の最も高い者を落札者とする。なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

① 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

② 評価値が標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。)に対して下回らないこと。

③ 提出した技術資料等及び入札価格に基づき、本工事を確実に実現できること。(以下「要求要件」という。)

⑻ 本工事は技術資料等のヒアリングを行う対象工事である。なお、配置予定技術者のヒアリングにおいて、申請した主任（監理）技術者がヒアリングに出席できない場合は、競争参加資格を認めない。